

「マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願に関する
各国商標法制度・運用 ―暫定的拒絶通報を受領した場合
の手続を中心に―」報告書

平成23年2月

特 許 庁

2. ロシア連邦

2. ロシア連邦

(1) 商標法の動向等

1) ロシアでは、1997年6月10日からマドリッド協定議定書が発効している。なお、旧ソビエト連邦時代の1976年7月1日から、既にマドリッド協定に加盟しており、現在のロシアに承継されている。

2) 現行の商標に関する法規定は、2008年1月1日から施行された民事法典¹（以下「民法」という）の第IV部に含まれる。これまでは、特許法、商標・サービスマーク・マーク法、原産地名称法、著作権法等個別に制定されていたが、当該民法にて包括されることとなった。

3) ロシア連邦知的財産・特許・商標庁（ROSPATENT）について

ロシア連邦において知的財産を所管する政府機関は、ロシア連邦知的財産・特許・商標庁であり、英語表示の頭文字を取ってROSPATENTと呼ばれている。ROSPATENTは、1991年末のソ連崩壊後、ロシア連邦の成立に伴い成立した機関である。ただし、所管する地理的範囲は、ロシア連邦内に止まり、他の旧ソ連各国には及ばない。ロシア連邦内の政府組織として、ロシア教育・科学省の下部機関であり、職員数約2700人、所在地はモスクワである。ROSPATENTの組織については、下部組織として、中央本部、連邦産業財産権機関、ロシア国家知的財産教育研究所が存在する。産業財産権の実体審査部門は連邦産業財産権機関の下に組織され、不服審判、異議申立等を管轄する特許紛争評議会も連邦産業財産権機関の下に存在する。ロシア国家知的財産教育研究所はROSPATENT職員及びロシア国内外の知財専門家の研修・教育業務を管轄する。また、中央本部はROSPATENTの人事、会計、国際関係等を管轄する。本章において、ROSPATENTの表示は以下「ロシア特許庁」とする。

(2) 商標の定義

1) 文字、図形、立体、若しくはその他標識又はその組合せは商標として登録できる。また、色彩のみ又は色彩の組合せも商標登録できる（民法第IV部・第

¹ 今回参照した資料は「ロシア連邦・民事法典・第IV部」（2008年ロシア特許庁編集英語訳版）である。第IV部中、商標に関する規定は第1477条～1515条であり、旧商標法の規定内容と差異は基本的でない・なお、旧商標法は、日本国特許庁（JPO）ホームページの「外国産業財産権制度情報」に含まれる「掲載法令一覧」を参照。

http://www.ipo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

1482号)。

2) その他登録可能な商標

(a) 団体標章 (Collective Trademarks)

組合、業界団体、事業又は他の任意の企業の協会に係る標章は、団体標章として登録できる (民法第 IV 部・第 1510 号)。

(b) 「音響」、「動画」、「ホログラム」も商標として登録できる。

(3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、ロシアを領域指定した国際登録出願を行う場合の、国際登録願書 (MM2) の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

1) 出願人 (名義人) の記載【願書・「2 出願人」の欄】

国内出願の場合、一出願に出願人一名の名義で出願しなければならない。したがって、複数の出願人名義で出願した場合には、審査官は願書に言及されている一名を出願人として特定するよう要求する。国際登録出願の場合は、その点、問題は発生しないと思われ、二人目以降は連続用紙 (continuation sheet) に記載する。

法人の場合、「株式会社」の企業形態の表示は「Corporation」、「Company Limited」、「CO.,LTD」、「LTD」、「Incorporated (Inc)」等が用いられている場合にはそれらの表示が受け入れられている。また、日本語読みのローマ字表記「KABUSHIKI KAISHA」も見受けられ²、特に補正指示あるいは拒絶の通報の対象となっていない。「(f) その他の表示 (ii) 出願人が法人である場合には:」の項は、記載必須項目でない。国際登録情報 (ROMARIN情報) を確認すると、株式会社の英訳として「Corporation」の記載は認められている。

2) ロシア語 (キリル文字) 以外の外国語からなる、又はそれを含む商標

日本語で構成される標章あるいは日本語を含む標章については、用いられた言語を理由に拒絶の通報の対象になってはいない。日本語商標は図形としてみなされるようである³。

² WIPO の検索ツール ROMALIN より国際登録情報を確認。例として国際登録第 822496 号を参照。

³ ROMALIN より国際登録情報を確認。例：国際登録第 1002108 号、第 1019013 号を参照。

国内出願では、ラテン文字で構成される標章については、意味を持つラテン文字で構成される標章の場合、キリル文字による「翻訳」と「音訳」を、意味を持たない文字の構成の場合はキリル文字による「音訳」を添付すべきであるが、国際登録出願では、ラテン文字で構成される標章についての願書「9 その他の表示」の欄、「(a) 標章音訳」及び「(b) 標章の翻訳」の記載は必須項目でなく、国際登録情報より確認すると、「音訳」、「翻訳」の付されていないケースがあり、それを根拠として補正及び拒絶の通報が発せられることはない⁴。

3) 色彩標章について

ロシアの国内出願の対象には、「色彩のみ」及び「色彩の組合せ」も商標として登録できるが、日本では当該商標対象が存在しないため、願書「7 標章」の欄の (d) 項は無視して良い。

色彩を含む標章において、願書「8 色彩に係る主張」の欄は、任意であり、表示がないからといって補正を要求されたり、拒絶の通報の理由とはならない⁵。

4) 標準文字制度

ロシアにおいて、民法第IV部には標準文字に関する規定はないが、願書「7 標章」欄の (c) 項にチェックを記入した場合には、文字標章として扱われ、審査官は先行商標調査を文字標章に絞って実施する。一方、特定の文字態様の標章については、デザイン要素として扱われ、先行商標調査も類似する文字態様の標章について追加調査が実施される。なお、願書「7 標章」欄の (c) 項は記入必須項目でない⁶。

5) 立体商標

願書「7 標章」欄 (a) 項の記載は、基礎出願又は基礎登録に添付されている図面と同一の図面を全て記載する。記載方法は当該欄の記載範囲 (8cm平方) に収まるよう全図面を同一縮尺して記載する。また、願書「9 その他の表示」欄 (d) 項の「立体商標」にチェックを付す⁷。

6) 団体商標

国内出願の場合、出願時に、団体の商標に関する使用管理規則を提出しなければならない。規則には、出願団体の名称、商標の使用権を有する企業の名称、

⁴ ROMALIN より国際登録情報を確認。例：国際登録第 792530 号、第 1001922 号を参照。

⁵ ROMALIN より国際登録情報を確認。例：国際登録第 921787 号、第 1003966 号を参照。

⁶ 資格を有する現地代理人からの報告。

⁷ ROMALIN より国際登録情報を確認。例：国際登録第 783108 号、第 1008698 号、第 1022180 を参照。

登録の目的、当該商標を使用する商品および商品に共通する品質その他一般的特性等が記載されていることが求められている⁸。

国際登録の場合、審査時に、ロシア特許庁から、当該使用管理規則の提出を命ずる暫定的拒絶の通報が発せられるとのことである⁹。

7) 標章の要素について保護の放棄の宣言 (Disclaimer制度)

ロシアにおける絶対的拒絶理由として民法第1483条1.(1)~(4)に以下の規定が示されている。

- (a) 識別性がない
- (b) 特定の種類の商品を表示するために一般的に使用されている
- (c) 一般的に使用されているシンボル、用語
- (d) 商品の種類、品質、量、性質、用途、価値を表すもの、及び製造あるいは販売の場所や時間を表すもの
- (e) 専らあるいは主に商品の機能の性質により決定される商品の構成を表すもの

上記項目に該当する標章は、これが主たる構成要素とならないことを条件に、すなわち、保護対象とならない要素として商標に組み込むことができる (民法第1483条1.)。この規定はロシアを領域指定する国際登録出願にも当てはまる¹⁰。したがって、本宣言を実施する場合は、願書「9 その他の表示」(g)の項にその旨記載する。ただし、願書MM2においては、この宣言をロシアの領域にのみ限定をして宣言することはできない点に注意する必要がある。

8) 指定商品及び指定役務 (サービス)

- (a) 願書「10 商品及び役務」の記載については、商品及び役務の国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧 (国際分類第9版) から選択する。
- (b) 出願で複数分類にまたがる多区分出願が可能である。
- (c) 指定商品又は役務を、類の見出しで指定し、審査の段階で商品又は役務を具体的に特定しようとする、請求の拡大とみなされ、拒絶される可能性があり、特定補正が常に可能とは言えない。例えば、役務第38類の

⁸ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦 (AIPPI・JAPAN 発行) 第27頁「団体商標」の項を参照。

⁹ 資格を有する現地代理人より得た情報。

¹⁰ 「模倣品対策マニュアル・ロシア編」(JETRO 編集) 第54頁「ロシアでのマドリッドシステムによる商標保護」の欄の第15行~第16行には、「特定の要素については権利不要求としつつ商標全体について法的保護を付与することもできる」と記載されている。

見出し「通信」を指定した場合、出願後これを「電話のレンタル」、「モデムのレンタル」あるいは「通信に関する情報」等に特定しようとする、請求の拡大とみなされる可能性がある。また、役務37類の見出し「建物の建設；修復、取り付けサービス」と指定し、後に「建設機器のレンタル」などをリストに補完しようとする、当初の指定商品又は役務のリストには記載されていないとして、この修正を拒否される可能性がある¹¹。したがって、指定商品または役務を指定するに当たっては、ロシアを領域指定した先行国際登録商標の指定商品または役務のリストの記載を参照し、あるいは現地代理人と検討した上で指定することがよいと思われる。

- (d) 「小売」、「卸売」に関する役務指定は国際分類第35類に基づき指定可能である。なお、現地代理人からの情報では、審査官によってはこの役務を指定すると、拒絶の通報を発する場合もあるとのことである。この場合には、当該役務の指定で登録になっているケースも多々あるため、拒絶の通報の応答時に、それら先行登録商標を証拠として添付することが対応手段として考えられる。

9) 出願手数料

【国内出願手数料】

出願手数料（1区分）	8,500 ルーブル
区分の追加料金（2区分以降の1区分毎）	1,500 ルーブル

【国際事務局への手数料】

ロシアの場合、個別手数料の受領宣言をしておらず、個別手数料は不要である。

(a) 基本手数料（色彩付きでない場合）	653 スイスフラン
(b) 基本手数料（色彩付きの場合）	903 スイスフラン
(c) 付加手数料	100 スイスフラン
(d) 追加手数料（指定分類の数が3を超えた1区分毎に）	100 スイスフラン

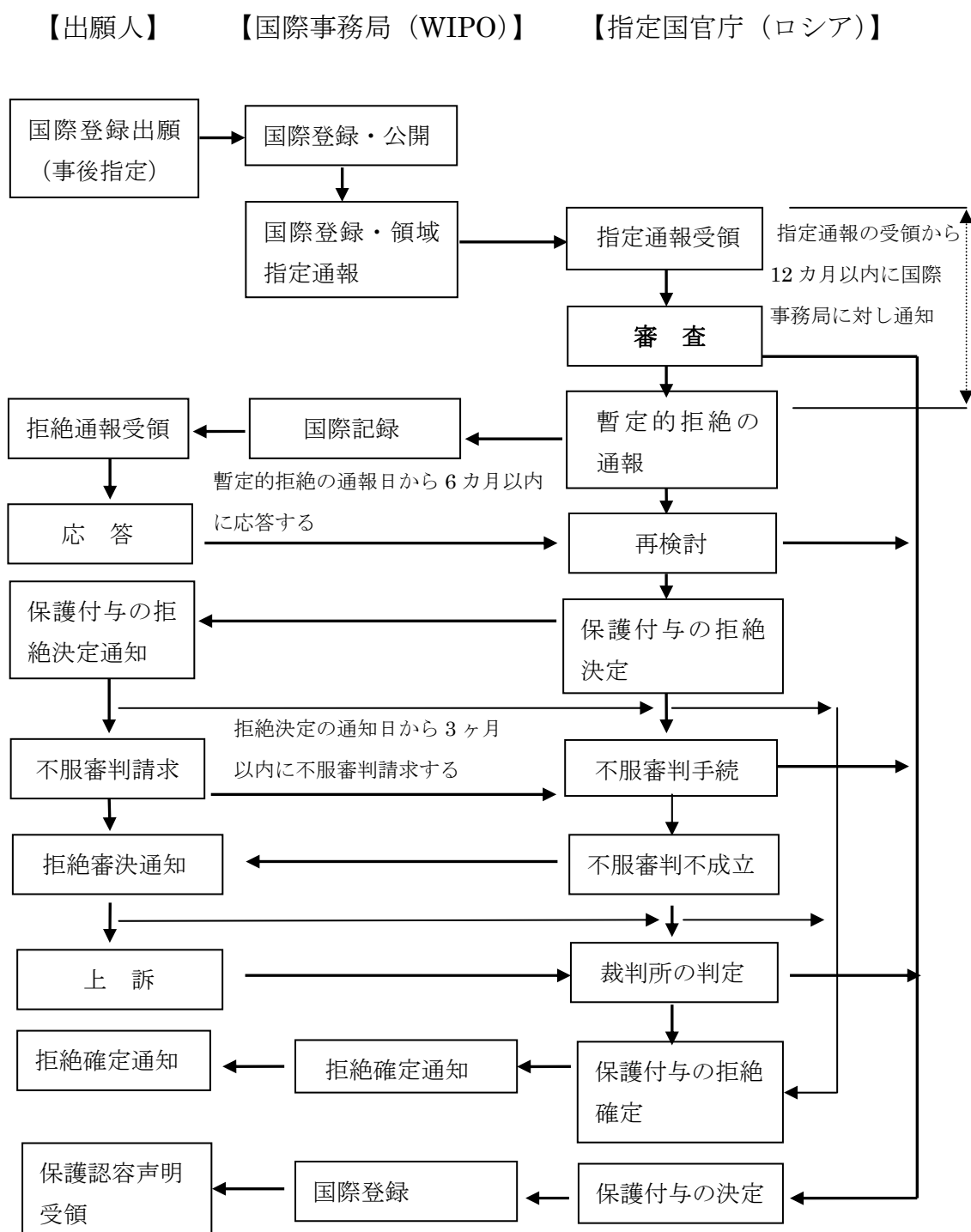
(4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の流れは以下のとおりである。

¹¹ 「模倣品対策マニュアル・ロシア編」（JETRO 編集）第 48 頁「出願資料の修正」の欄を参照。

図：実体審査の概略フロー



ロシアを領域指定した国際登録出願が名義人の本国官庁を経て WIPO 国際事務局に受理され、国際事務局にて方式審査し、方式に欠陥がなければ、国際登録簿に登録されると共に国際公開される（マドリッド共通規則 14(1)）。

また、この時、国際事務局から名義人に対して「国際登録証」が付与される（マドリッド共通規則 14(1)）。

さらに、ロシア特許庁に対して国際登録の通知（領域指定通知）が行われ（マドリッド協定議定書第 3 条(4)）、これ以降、ロシアの国内出願と同様の基準及び手順で審査される。

国際事務局からの指定通知から 12 カ月以内に、ロシア特許庁は当該商標登録出願について、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無を審査する。（マドリッド協定議定書第 5 条）

拒絶理由が発見されない場合には、保護認容声明を国際事務局に通知し、国際事務局は、当該通知を名義人に通知する。なお、上記期間内において、ロシア特許庁から何ら通知が発せられなかった場合には、当該商標出願は保護が認容されたものとみなされる（マドリッド協定議定書第 5 条(1)）。

一方、審査の結果、指定商品及び役務の全体又はその一部について、拒絶理由ありと認定された場合には、ロシア特許庁から暫定的拒絶（全部／一部）の通報が国際事務局を介して出願人に発せられる（マドリッド協定議定書第 5 条(1)）。

当該暫定的拒絶の通報に示された拒絶理由に対して不服がある場合には、暫定的拒絶の通報の受領日から 6 カ月以内にロシア特許庁に対して応答(反論)する機会が与えられる¹²。

なお、在外者の場合、当該応答は、資格を有する現地代理人を通じて手続しなければならない。

暫定的拒絶の通報に対する応答によっても拒絶理由が解消しない場合、ロシア特許庁は、当該国際登録に対して保護付与の拒絶決定の通知を現地代理人に発する。

保護付与の拒絶決定の通知を受けた名義人は、当該決定に不服がある場合、拒絶決定通知の発送日から 3 カ月以内にロシア特許庁・特許紛争部に対して不服審判の申立を請求することができる¹³。

当該不服申立の請求についても、在外者の場合、資格を有する現地代理人を通じて手続しなければならない。

¹² WIPO・HOME→IP services→Madrid System International Registration of Marks→About Members→RU「As Designated Office」→「Time Limit for Responding to Provisional Refusal」の項を参照。

¹³ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦（AIPPI・JAPAN 発行）第 27 頁～第 28 頁「登録手続」の項を参照。

上記不服審判においても決着がつかない場合には、司法機関（裁判所）への出訴が最後の対応策として残されている。当該上訴についても、資格を有する現地代理人を通じて手続する必要がある。

異議申立制度については、国内商標出願の場合、保護付与の決定後の異議申立が可能であるが、国際登録出願については、当該規定は適用されない¹⁴。なお、保護付与の決定後の商標登録に対しては無効審判制度が適用できる¹⁵(マドリッド協定議定書第5条(6))。

② 審査内容

国際登録出願は、実体審査において、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無を審査される¹⁶。

商標権として保護を付与される商標とは、提供される商品又は役務を個別化するための明確な識別力を有し、かつ、優先権を有する他人の商標と同一若しくは類似しない標識でなければならない¹⁷。

③ 暫定的拒絶の通報の期間

国際登録出願の領域指定通報の日から12ヶ月以内に暫定的拒絶の通報を国際事務局に行う（マドリッド協定議定書第5条(2)(a)）。

なお、当該暫定的拒絶の通報は、最終拒絶の通報ではなく、出願人に対する通知日から6カ月間の応答期間が与えられ、反論及び請求内容の補正が可能である¹⁸。

④ 絶対的拒絶理由の内容

以下の標識は、商標として保護されない（民法第IV部第1483条1.~5.¹⁹）。

1) 識別力の無い標識。及び以下の要素のみから構成される標識

¹⁴ WIPO・HOME→IP services→Madrid System International Registration of Marks→About Members→RU「As Designated Office」→「Opposition Procedure」の項を参照。

¹⁵ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦（AIPPI・JAPAN発行）第28頁~第29頁「絶対的無効理由」及び「相対的無効理由」の項を参照。

¹⁶ WIPO・HOME→IP services→Madrid System International Registration of Marks→About Members→RU「As Designated Office」→「Examination Procedure」の項を参照。

¹⁷ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦（AIPPI・JAPAN発行）第25頁~第26頁「登録事由・不登録事由」の項を参照。

¹⁸ WIPO・HOME→IP services→Madrid System International Registration of Marks→About Members→RU「As Designated Office」→「Time Limit for Responding to Provisional Refusal」の項を参照。

¹⁹ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦（AIPPI・JAPAN発行）第25頁~第26頁「登録事由・不登録事由」の項の1.~6.を参照。

- (a) 特定の種類の商品を表示するために一般的に使用される標識
 - (b) 商品の種類、品質、量、性質、用途、表示、価格等を示す標識、及び製造あるいは販売場所若しくは販売時期を表示する標識
 - (c) 主に商品の機能の性質により決定される商品の構成を表す標識
- 2) 紋章、国旗、国章、国家名、国際政府間機関の記章、略称、名称、監督及び証明用の公の記章及び印、印章、記章及びその他の勲章、並びにこれらと混同を生じる名称。
- 3) 以下の標識は、商標又はその要素としての登録は認められない。
- (a) 商品又はその生産者に関し、欺瞞又は消費者の混同を生じさせるおそれのある標識
 - (b) 公共の利益、人道又は道徳に反する標識
- 4) ロシア国民の文化遺産若しくは世界の文化若しくは自然遺産の特に貴重な物体の公式名称及び像、又はコレクション若しくは基金に保管された文化的価値のある像と同一の又はこれらに混同を生じさせるほどに類似する標識は、商標として登録できない。ただし、これは、登録がこれらの所有者でない者のために、又は所有者から若しくは所有者の許可を得た者から当該標識を商標として登録することの同意を得ていない者のために請求される場合に限られる。
- 5) ロシア連邦が加盟している国際協定の加盟国の一つで保護されている標識であって、当該国の領域内におけるワイン若しくはアルコール飲料の原産地を特定しており、特別の品質を有する旨の名声又はその他の特徴を得ているものが、当該国領域以外を原産地とするワイン若しくはアルコール飲料を特定するものとして使用される場合には商標として登録されない。

⑤ 相対的拒絶理由の内容(民法第IV部第 1483 条 6.~10.²⁰)

標識が次のいずれかと混同を生じさせるおそれがある範囲で同一又は類似である場合は商標として登録されない²¹。

²⁰ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦 (AIPPI・JAPAN 発行) 第 26 頁~第 27 頁「登録事由・不登録事由」の項の 7.~14.を参照。

²¹ 「模倣品対策マニュアル・ロシア編」(JETRO 編集) 第 45 頁~第 48 頁を参照。

- 1) 優先権を有する類似の商品に関する他人の商標であって、登録出願されたもの（これに係る出願が取り下げられていないことを条件とする）、又はロシア連邦が締約国である国際条約に基づいてロシア連邦にて保護されている商標。
- 2) 類似の商品に関して、関連する法律によりロシア連邦で周知として認められた他人の商標。なお、文字商標の類似性の基準は、「音声の類似」、「外観の類似」、及び「観念の類似」である。また、図形及び三次元の標章の類似性の基準は、「外部の形状」、「左右対称」、「標章の種類と特性」、及び「標章のカラー・スペクトラム」である。

組合せ商標については上記の基準にしたがって審査されると共に、組合せ商標が他人の所有する優先日の早い商標に類似した要素を含む場合、商標全体が類似しているとみなされる。

また、考慮すべきもう一つのポイントは、類似の商品及び役務の定義である。ロシアにおいて商品の類似性の基準は、「商品の種類」、「商品の目的」、「取引経路」、「消費者」であり、原則として、同一の製造者によって商品が製造されたと消費者がおおむね信ずる可能性がある場合には、商品の類似性があるとされる。
- 3) 法律で保護された商品原産地名称と同一あるいは混同を生じさせるほどの類似性がある商標。ただし、商品原産地名称の使用を認められている者の名義で登録される商標の中に、当該標識が保護されない要素として含まれている場合を除く。
- 4) 類似の商品について保護されている企業名（その一部）、意匠、適合表示であって、これらの権利がロシア連邦にて登録を受けようとする商標の優先日以前にロシア連邦で生じている場合。
- 5) 著作権者あるいはその承継人の同意なく出願日においてロシア連邦で周知の科学、文学若しくは芸術作品の題目、当該作品の登場人物あるいは引用句、芸術作品の一部の名称であって、登録を受けようとする商標の優先日前にこれら作品の権利が生じている場合。
- 6) 出願日前に有名になった人物の名前、姓、ペンネームあるいはその派生語、肖像及び複写。

(5) 暫定的拒絶の通報に対する国際商標出願人の応答手続

① 暫定的拒絶の通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱

- 1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語はフランス語。
- 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶とがある。一部拒絶（指定商品及び指定役務の一部が拒絶対象）の場合は、拒絶の対象にない指定商品及び指定役務の区分は保護される。
- 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

※暫定的拒絶の通報の例

ARRANGEMENT ET PROTOCOLE DE MADRID

REFUS PROVISOIRE DE PROTECTION

Règle 17.1)

I. Office qui envoie la déclaration: SERVICE FÉDÉRAL POUR LA PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE, LES BREVETS ET LES MARQUES (ROSPATENT) 30-1, Berejkovskaya nab., 123995, Moscou, G-59, GSP-5, Fédération de Russie Télécopie: (495) 243-3337 / téléphone: (495) 240-33-39
II. Numéro de l'enregistrement international:
III. Nom du titulaire (ou autre indication permettant de confirmer l'identité de l'enregistrement international):
IV. Reproduction de la marque:
V. Refus provisoire fondé sur un examen d'office
VI. Refus provisoire pour tous les produits et/ou services
VII. Motifs de refus: Les éléments suivants de la marque ne sont pas protégeables:
VIII. Dispositions essentielles correspondantes de la loi nationale applicable [(voir le texte à la rubrique XII)]:
IX. Informations relatives à la suite de la procédure: i) délai pour présenter une requête en réexamen: six mois à compter de la date de la notification de refus provisoire mentionnée à la rubrique X; ii) autorité à laquelle la requête en réexamen doit être adressée: SERVICE FÉDÉRAL POUR LA PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE, LES BREVETS ET LES MARQUES (ROSPATENT) ; iii) assistance obligatoire d'un mandataire local. Une liste des mandataires russes peut être obtenue sur notre site internet (http://www.fips.ru/ppoven/patpov_en.htm).

マドリード協定及び議定書
暫定的拒絶
第 17 規則 1)

I. 宣言を送達する官庁：
ロシア連邦知的財産・特許・商標庁
(ROSPATENT)
官庁の住所、TEL、FAX

II. 国際登録番号

III. 名義人の名称（その他国際登録の同一性の確認が可能となる表示）

IV. 商標の写し

V. 職権による審査に基づく暫定拒絶

VI. 暫定的拒絶の形態*

VII. 拒絶の理由

VIII. 現行の国内法に対応する本質規定[（欄 XII の正文を参照）]**

IX. 手続の流れに関する情報***

X. Date:
XI. Signature ou sceau officiel de l'Office qui envoie la déclaration:
XII. Dispositions essentielles correspondantes de la loi applicable: <p style="text-align: center;">Code civil de la Fédération de Russie. (18.12.2006 № 230-Φ3)</p> <p>Extrait.</p> <p>Art. 1482. Types de marques.</p> <p>1. Peuvent être enregistrées en tant que marques les dénominations verbales, signes figuratifs ou tridimensionnels et autres dénominations ou leurs combinaisons.</p> <p>2. La marque peut être enregistrée en n'importe quelle couleur ou en n'importe quelle combinaison de couleurs.</p> <p>Art.1483. Motifs de refus d'enregistrement d'État en tant que marque.</p> <p>1. Ne peuvent être enregistrées en qualité de marques les dénominations dépourvues de caractère distinctif ou consistant exclusivement en éléments:</p> <p>1) qui sont devenus une désignation usuelle des produits d'une espèce déterminée;</p> <p>2) qui constituent des symboles ou des termes courants;</p> <p>3) qui indiquent les produits, et notamment, l'espèce, la qualité, la quantité, les propriétés, la destination, la valeur, ainsi que l'époque, le lieu, le mode de production ou de diffusion;</p> <p>4) qui constituent la forme de produits imposée exclusivement ou particulièrement par la nature ou destination des produits.</p> <p>Les éléments visés peuvent être inclus en qualité d'éléments non protégés dans la marque à condition qu'ils n'y soient pas prédominants.</p> <p>Les dispositions prévues par le présent paragraphe ne s'appliquent pas au signes dont le caractère distinctif est acquis par l'usage.</p> <p>2. Ne peuvent être enregistrés en qualité de marques en vertu des traités internationaux auxquels la Fédération de Russie est partie, les signes ne comportants que les éléments qui constituent:</p> <p>1) les armoiries, les drapeaux et autres symboles et signes d'État;</p> <p>2) des dénominations abrégées ou complètes d'organisations internationales et intergouvernementales, leurs armoiries, les drapeaux, autres symboles et signes;</p> <p>3) des signes ou poinçons officiels de contrôle, de garantie ou d'essai, des sceaux, des décorations ou autres signes honorifiques ;</p>

X. 暫定的拒絶の通報の日付

XI. 署名又は宣言を送達する官庁の官印

(審査官の署名)

XII. 現行の国内法に対応する本質的規定

ロシア連邦民法典

(2006年12月18日付
第230-Φ3号)

抜粋

↓
以下、「絶対的拒絶理由」および「相対的拒絶理由」に関する商標法の抜粋

☆商標法第1482条
(商標の形態)

☆商標法第1483条
(商標の公式登録の拒絶の根拠)

4) des dénominations qui sont semblables au point de créer une confusion au signes visés aux alinéas 1-3 du présent paragraphe.

De tels signes peuvent être inclus en qualité d'éléments non protégés dans la marque sous réserve de l'accord de l'organe compétent.

3. Ne peuvent être enregistrés en qualité de marques les signes représentant ou comportant les éléments:

1) trompeur ou susceptibles d'induire le consommateur en erreur quant au produit ou son producteur;

2) contraires à l'intérêt public, aux principes humanitaires et à la morale.

4. Ne peuvent être enregistrés en qualité de marques les signes identiques ou semblables au point de créer une confusion aux noms officiels et représentations des objets particulièrement précieux du patrimoine culturel des peuples de la Fédération de Russie ou des objets du patrimoine mondial culturel ou naturel, ainsi qu'aux reproductions des valeurs culturelles gardées dans les collections ou fondations, si tel enregistrement est demandé aux noms des personnes qui ne sont pas les propriétaires et qui ne sont pas autorisées par les propriétaires ou leurs ayants droit à enregistrer de telles dénominations en qualité de marques.

5. En vertu du traité international auquel la Fédération de Russie est partie ne peuvent enregistrés en qualité de marque les dénominations qui représentent ou comportent les éléments qui sont déjà protégées dans un des États membres à titre des dénominations identifiant les vins et les spiritueux comme provenant de leur territoire (produit dans les limites de l'aire géographique de cet État) et possédant la qualité, la notoriété ou autres caractéristiques qui sont notamment déterminés par leur origine en cas si la marque est destinée à désigner les vins ou spiritueux provenant de territoire de l'aire géographique concerné.

6. Ne peuvent être enregistrés en qualité de marques les signes identiques ou semblables au point de créer une confusion:

1) à des marques des tiers ayant fait l'objet d'une demande d'enregistrement (art. 1492) pour des produits similaires et avec la priorité antérieure, si les demandes de ces marques n'étaient pas retirées ou a fait l'objet d'une décision retirée;

2) à des marques des tiers ayant enregistrées antérieurement dans la Fédération de Russie, notamment en vertu du traité international auquel la Fédération de Russie est partie, pour des produits similaires et avec la priorité antérieure;

3) à des marques des tiers, reconnues conformément au présent Code comme marques notoires dans la Fédération de Russie pour les produits similaires.

L'enregistrement en qualité de marque de la dénomination semblable au point de créer une confusion aux marques, indiquées dans le présent paragraphe, pour les produits similaires n'est admis qu'avec le consentement du propriétaire.

7. Ne peuvent enregistrées en qualité de marques pour tous les produits des dénominations identiques ou semblables, au point de créer une confusion aux appellations d'origine, protégées en vertu au présent Code, sauf si ces appellations sont incluses comme les éléments non protégés dans les marques, enregistrées au noms des personnes autorisées à utiliser ces appellations si l'enregistrement de la marque est effectué pour les mêmes produits.

8. Ne peuvent enregistrées en qualité de marques pour des produits les dénominations identiques ou semblables au nom commercial protégé dans la Fédération de Russie ou à la dénomination commerciale (ou de partie de tel nom ou dénomination) ou à la dénomination

d'obtention végétale, enregistrée dans le Registre d'État pour les obtentions végétales enregistrées, appartenant à des tiers dont les droits sur ces noms sont nés dans la Fédération de Russie antérieurement à la date de priorité de la marque en enregistrement.

9. Ne peuvent être enregistrées en qualité de marques les dénominations identiques:

1) au nom d'une oeuvre scientifique, littéraire ou artistique connue dans la Fédération de Russie à la date du dépôt de la demande (article 1492), d'un personnage ou d'une citation de cette oeuvre, à une oeuvre d'art ou son fragment sans le consentement du propriétaire, si ces droits sont nés avant la date de priorité de la marque faisant l'objet d'enregistrement;

2) au prénom (article 19), au pseudonyme (point 1 d'article 1265) ou au nom qui en est dérivé, au portrait et facsimilé d'une personne connue dans la Fédération de Russie à la date du dépôt de la demande sans le consentement de celle-ci ou de son héritier;

3) au dessin et modèle industriel, au signe de conformité, au nom de domaine, dont les droits sur ces noms sont nés dans la Fédération de Russie antérieurement à la date de priorité de la marque faisant l'objet d'enregistrement.

10. Conformément aux dispositions prévues par le présent article, on ne peut pas aussi enregistrer des dénominations reconnues comme marques en vertu des traités internationaux auxquels la Fédération de Russie est partie.

* VI. 暫定拒絶の形態

1. 「全ての商品及び／又は役務の暫定拒絶」

2. 「一部の商品及び／又は役務の暫定拒絶」

** VIII. 現行の国内法に対応する本質規定

暫定拒絶の理由の根拠となる商標法の規定を示す。

*** IX. 手続の流れに関する情報

i) 再審査請求提出期限：欄 X に記載の暫定的拒絶の通報の日付から起算して 6 カ月

ii) 再審査請求提出先の当局：ロシア連邦知的財産・特許・商標庁 (ROSPATENT)

iii) 現地代理人の支援が義務づけられている。ロシア国内の代理人のリストはロシア連邦知的財産・特許・商標庁のウェブサイトから入手可能である (http://www.fips.ru/sitedocs/patpov_en.htm)。

② 暫定的拒絶の通報への応答期間

1) ロシア特許庁から暫定的拒絶の通報を受けた名義人は、当該通報の受領日から 6 カ月以内の応答期間が与えられる。

2) 名義人が応答期間内に応答しない場合、あるいは応答内容が拒絶理由を覆すものでないとロシア特許庁が判断した場合は、保護付与の拒絶が決定され、

出願人に保護付与の拒絶決定通知が通知される。

3) 名義人は、保護付与の拒絶決定通知の受領後、3 ヶ月以内に、ロシア特許庁・特許紛争評議会に対して不服審判請求を請求することができる。

4) 名義人が請求期間内に不服審判請求を請求しない場合、あるいは不服審判が不成立となった場合、ロシア特許庁は保護付与の拒絶を確定し、保護付与の拒絶確定通知を国際事務局に通知する。一部暫定的拒絶の通報を受けていた場合には、拒絶を受けていない指定商品及び指定役務の区分について、「保護が与えられる商品及び役務を表示した声明」が国際事務局に通知される（マドリッド共通規則 18 の 3(2)(ii)）。

③ 現地代理人の必要性の有無

1) 国際登録出願の場合、暫定的拒絶の通報を受領し、これに応答する場合には資格を有する現地代理人を通じて行う必要がある。また、上記拒絶確定通知後の不服審判請求の場合も同様に現地代理人を通じて行う必要がある。

現地代理人とは、ロシア特許庁に登録された商標代理人である。登録された商標代理人は、ロシア特許庁のホームページにて確認することができる²²。

2) 商標代理人の権限は、出願人、商標権者、若しくはその他の関係者が発行する委任状により確認される。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしにできる手続

出願願書に記載した指定商品及び役務の全部又は一部を、減縮又は放棄する手続、名義人の詳細を修正する手続等、国際登録の実体を変更する手続を、保護付与の決定又は保護付与の拒絶が確定する前に、国際事務局に対して行うことができる（マドリッド共通規則 25(1)(a)）。

なお、国際事務局に対する手続の様式は以下のとおりである。また、各手続は所定の手数料を支払う必要がある。

²² HOME – ABOUT ROSPATENT – Patent Attorneys – INFORMATION SEARCH ABOUT PATENT ATTORNEYS の画面で「Specialization」の項目において「Trademark and Service Marks」を、また「Language」の項目で適当な言語をそれぞれ選択し、検索すると、商標代理人の一覧表が表示される。代理人の名称をクリックすると、当該代理人の情報が表示される。

- 1) 商品及び役務の一覧表の減縮の記録請求書 = 様式MM6
- 2) 放棄の記録の請求書 = 様式MM7

⑤ 暫定的拒絶の通報に対する応答及び拒絶確定までの概略

「②暫定的拒絶の通報への応答期間」の欄の記載を参照。なお、保護付与の拒絶決定に対する不服審判請求において、不成立となった場合には、裁判所への上訴が手段として残されている。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

暫定的拒絶理由が解消され、又は暫定的拒絶の通報の発行がされなかった国際登録は、ロシア特許庁より保護付与の決定が下され、国際事務局に当該決定通知が送付される（マドリッド共通規則 18 の 3(1)、(2)）。

(7) 登 録

① 登録簿

ロシア国内商標出願については、登録すべき旨が決定され、出願人が登録手数料を納付することにより、登録簿に登録され、登録の日から 3 ヶ月以内にロシア特許庁から商標登録証が発行される²³。

一方、国際登録商標については、ロシア特許庁が保護付与を決定すると、その決定通知が国際事務局に通知され、その旨が国際登録簿に登録されるが、ロシアにおいては、登録簿は設けられていない。

② 登録証書の発行

登録証あるいは登録証明書を発行する制度はない²⁴。

(8) 登録後の注意事項

1) 登録商標が、登録から 3 年以内に使用されておらず、また、3 年以内に使用されたが、その後 3 年以上継続使用されなかった場合、正当な理由がなければ、利害関係人による登録取消請求を受けて取り消される（全部取消又は一部取消）可能性がある。当該取消請求はロシア特許庁・特許紛争評議会に請求され、名義人に通知される。名義人は当該通知を受け、登録商標を使用した証拠

²³ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦（AIPPI・JAPAN 発行）第 27 頁「登録手続」の項を参照。

²⁴ WIPO・HOME→IP services→Madrid System International Registration of Marks→About Members→RU「As Designated Office」→「Statement of Grant Protection」の項を参照。

を特許紛争評議会に対して提出しなければならない²⁵。

当該取消について、特許紛争評議会の決定に対する不服申立は、裁判所に提起することができる。

なお、ロシア連邦における登録商標の使用とは以下の状態をいう²⁶。

- (a) 商標権者又はライセンス登録された実施許諾権者が商標登録された商品又は役務に当該商標を付すこと。
- (b) 広告、印刷物、看板又はロシア連邦で開催される博覧会若しくは見本市での登録商標の使用。

2) その他の取消事由²⁷

- (a) 均一の品質又は他の共通的特徴を有していない商品への使用。
- (b) 商標権者が自己の商業活動を停止した場合。
- (c) 登録商標が、ある種類の商品を一般的に特定するものになった場合。
- (d) 承継商標が、承継人が当該商標を使用すると、商品又は製造者に関して消費者が混同するおそれがあると裁判所がみなした場合。

3) 登録商標が以下の項目に該当する場合、第三者はロシア特許庁・特許紛争評議会に対して無効審判を請求できる²⁸(マドリッド協定議定書第5条(6))。

- (a) 絶対的無効理由を有する登録商標。
- (b) 相対的無効理由を有する登録商標。
- (c) 登録に関連する商標権者の行為が、法律により定められた手順において不公正競争行為として扱われた場合。

(9) 異議

本章(4)審査①実体審査の概略の欄において説明したとおり、国際登録に対応する異議申立制度は規定されていない。

²⁵ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦(AIPPI・JAPAN発行)第32頁「使用要件」の項を参照。

²⁶ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦(AIPPI・JAPAN発行)第32頁「使用要件」の項を参照。

²⁷ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦(AIPPI・JAPAN発行)第33頁「無効及び取消」の項を参照。

²⁸ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.9」ロシア連邦(AIPPI・JAPAN発行)第28頁~第29頁「絶対的無効理由」及び「相対的無効理由」の項を参照。

(10) 上 訴

拒絶決定に対する不服審判請求において、当該不服審判が不成立の結果となった場合、不成立に対する不服申し立てを裁判所に出訴することができる。当該出訴は、本章(4) 審査 ①「実体審査の概略」の欄において説明したとおり、資格を有する現地代理人を通じて手続する必要がある。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

国際商標登録の領域指定に対して法的保護が付与された場合には、国際登録日又は事後指定日から商標権が生じる（マドリッド協定議定書第4条(1)(a)）。

商標権を侵害する行為は、商標権者の許可を得ることなく、同一又は類似の商品に当該商標権と同一又は混同を生じるほど類似する商標を商業的に使用することであり、すなわち、商標権者の許可を得ることなく、以下の行為を実施した場合をいう（民法第IV部・第1484条）。

- 1) 商標権と同一又は混同を生じるほど類似した商標を付した商品（以下「侵害商品」という）を製造し、販売のために申出、販売すること。
- 2) 侵害商品を保管し、輸送し、輸入すること。
- 3) 侵害商品を製造・販売を目的として、博覧会、見本市等に展示すること。
- 4) 商品のラベル、包装に、商標権と同一又は混同を生じるほど類似した商標を付すこと。
- 5) インターネットに、「ドメインネーム」若しくは「メールアドレス」の形態で商標権と同一又は混同を生じるほど類似した商標を付すこと。
- 6) 商標権と同一又は混同を生じるほど類似した商標を偽造し、販売すること。
- 7) 業務を遂行し、サービスを提供している間の、商標権と同一または混同を生じるほど類似した商標の利用。
- 8) 商品を商業的に紹介する書類に、商標権と同一又は混同を生じるほど類似した商標を利用すること。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）²⁹

商標権の侵害行為に対する法的措置は、民事措置（民法第1484条、第1515条）、行政措置（行政法第14.10条）、刑事措置（刑法第180条）があり、また、模倣品の国境措置については、連邦税関法で対応することができ、「税関の講じ

²⁹ (11) ②の欄は、「パテント 2010・Vol.63 no.12 「ロシアにおける模倣品対策」(文献)を参照。

る特定物品に関する措置」を規定する第 38 条に、著作権及び商標権を行使する
国境措置が規定されている。以下各措置の概要について説明する。

1) 民事措置

商標権者は、自己の所有する商標権の侵害行為を発見した場合、侵害の証拠
を収集し、適切な裁判所に提訴する。

【救済措置】（民法第 1515 条）

- (a) 侵害行為の差止。
- (b) 商標権者の、逸失利益を含む損害賠償。
- (c) 侵害品及び当該侵害品のための原材料、製造設備の廃棄、撤去。
- (d) 侵害に係る書類、広告、看板、カタログ等からの侵害物の削除。
- (e) 補償。

損害賠償に代わるもので、被った損害を証明しなければならないが、所
定の補償金額（上限 17 万ドル・裁判所により減額される）を法廷にて求
めれば良い。

なお、当該補償の代替として、損害物品の倍額又は侵害商標権のライセ
ンス料の倍額を請求することができる。

- (f) 判決の公表。

適切な裁判所とは、ロシアの場合、「通常裁判所」と「仲裁裁判所」との 2 部
から構成されており、「通常裁判所」は当事者の少なくとも一方が自然人の場合、
適切な裁判所であり、「仲裁裁判所」は当事者が法人同士の場合、適切な裁判所
として訴訟を審理する。また、裁判所の管轄地については、通常被告の所在地
である。「差止」については、訴訟手続のいかなる段階においても、「差止がで
きなれば、裁判所の判断を執行することが複雑となるか又は不可能となる」
との理由によって適用することが可能となる。差止を認めるに当たり、裁判所
は、原告に対して、当該差止により被告に起り得る損害に対して保証するた
めの金銭的保証を要求することができる。

【訴訟の流れ】（刑事措置、行政措置で実施される訴訟の流れも同様である）

(a) 予備審理

起訴書類の受理後、裁判所は書類内容を審理し、証拠が十分であるかを
判断する。この間に当事者間の和解が得られ、審理終結となる場合もある。

(b) 実体審理

予備審理で決着が付かない場合、実体審理に移行する。実体審理の結果を受けて裁判所は判決を下す（第一審判決）。

(c) 控 訴

第一審判決での決着ができず、控訴する場合は、控訴裁判所（第二審）への提訴となる。

(d) 上 告

控訴裁判所でも決着がつかない場合には、破棄裁判所への上告となる。当該裁判所では、第一審、第二審の判決の合法性、法律が正しく適用され、手続規則が遵守されたかについても審理する。当該審理の結果、第一審又は第二審の判決を有効とするか、双方判決を覆し、独自の判決を下す。

破棄裁判所の判決でも決着しない場合は、最高裁判所に上告することができる。最高裁判所は、監督審であり、これまでの判決の支持又は変更が可能である。また、当事者不在の協議を行い、上告棄却か、審理のためにこれを受理する。受理の場合は、最高裁判所は事件の実体について審理する最高仲裁裁判所幹部会に回付する。この段階では、当事者の参加が可能である。

【訴訟費用】

実務上、第一審判決を得るまでに要する訴訟費用は弁護士手数料も含めて 1 万 5 千米ドルほどである。

2) 刑事措置

ロシア連邦刑法において、第 180 条では、商標侵害に対して刑事罰を科すことが規定されている

【刑事罰】

(a) 個人の刑事罰については、7 万ドル以下若しくは被告の給料その他の所得 18 カ月以下の期間分に相当する額の罰金、又は 180～240 時間の義務作業又は 2 年以下の強制労働が科せられる。

(b) 共謀又は組織ぐるみの刑事罰については、3 万 3 千ドル～10 万ドル若し

くは被告の給料その他の所得の2年以下の期間分に相当する金額となる。
また、懲役刑については6年以下となる。

3) 行政措置

民事措置及び刑事措置と比較して短時間で執行可能な点、及び係争当事者が政府機関であるため、経済的であることから、ロシアにおいて権利者が利用することのできる有効な救済手段の一つである。

【救済措置】

- (a) 侵害行為の差止。
- (b) 被告に対して罰金刑を科す。(ただし、権利者が損害賠償を求めることができない。)

【救済措置請求先】

自治体、経済警察、税関、連邦独占取締機関及び取引検査機関が対応する。

【対象となる法律】

(a) 行政犯罪法

商標の不正使用に関する法律「第14.10条」に規定されている。本条は、サービスマーク及び原産地名称にも関連する。侵害品の差止、場合によっては破壊の罰が科せられると共に1千ドルを僅かに超えるまでの罰金を科す。

(b) 競争保護法

商標権が不正に使用された物品の販売又はマーケティングに関する規定(競争保護法第14条)。

4) 国境措置

商標権に係る模倣品の水際措置は、ロシア税関が対応し、ロシア連邦税関法に基づき運営される。なお、ロシア連邦税関法は間もなく「税関規制法」に置き換えられる予定である。

【国境措置の手続】

商標権者の税関に対する取締りを求める申立に基づき税関の取締りが開始される。この申立は、特定の侵害対象物品に対する場合と特定の商標権に関する恒久的な監視(税関登記簿又は監視リストへの対象商標権の登録)の何れかに対

応するものである。

税関は、当該申立を受け、行政犯罪の報告書を作成し、裁判所に提出され、裁判所の管轄に移管される。裁判所は当該申立を審理し、侵害が確定した場合には、侵害者に対して行政法の規定にしたがって措置及び罰金を科す（上記「行政措置」の項を参照）。さらに押収した侵害物品をロシア連邦財産基金に引渡すことを決定し、当該基金はその侵害物品の廃棄を実施する。

5) その他の措置

【独占取締機関】

本取締機関は、ロシアでは比較的新しい機関であり、国内経済に反トラスト障壁を設けるといふ本来の主要業務の他に知的財産分野において大きな影響力を有しており、特に不正競争の防止に有効である。機関の本部はモスクワに置かれているが、多くの支部を有しており、ロシア全土で利用可能である。

本機関の運営は「競争保護法」に基づくもので、不正競争事件として商標権者から申立を提出する。申立には違反行為を明らかにする書面、申立人及び侵害者に関する情報、不正競争事件の詳細な説明を提出する。申立が受理されると、特別委員会が設置され、審理を行い、侵害が確認された場合には、委員会は更なる訴追のために法の執行機関に引渡す。なお、本機関の決定に対する不服は裁判所に提起することができる。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

① セントラル・アタックによる国内出願への変更

セントラル・アタックにより商標の国際登録がその全部又は一部について無効となった場合、無効とされた国際登録商標の指定商品又は役務の全部又は一部について、ロシア連邦国内に変更商標出願を申請することができる。この国内変更商標出願の出願日は、無効となった国際登録の国際登録日又は優先日となる。また、出願申請は資格を有する現地代理人を通じて手続する必要がある。

なお、この変更商標出願申請に必要な要件は以下のとおりである（マドリット協定議定書第9条の5）。

- 1) 出願申請が、国際商標出願の無効となった時から3ヶ月以内に提出される。
- 2) 出願申請が、国内登録申請の手続要件を満たし、ロシア連邦の国内商標出願と同一の手数料が納付されている。

② 代 替

代替に関する国際登録商標及び国内登録商標の取扱については以下のとおりである。

- 1) 代替の請求を受領した後のロシア特許庁が実施する審査項目
 - (a) 国際登録による標章の保護の効果が締約国に及んでいること。
 - (b) 国際商標登録と国内商標登録の商標権者が同一。
 - (c) 国内登録の指定商品及び役務の全てが国際登録の指定商品及び役務のリストに含まれる。

- 2) 国内登録商標と国際登録商標の重複は認められないため、先行の重複する国内登録商標が存在する国際登録は、実体審査において定的拒絶の通報を受けることとなる。したがって、名義人はその応答として代替の請求を行うか、国内登録商標を放棄しなければならない³⁰。なお、WIPOのホームページに記載されている「代替に関するアンケートの回答（ロシア）」によると、「代替」の請求は、国際事務局からロシアに領域指定の通知があった日の後から受領できる旨の回答が見受けられる³¹。また、代替請求は資格を有する現地代理人を通じて手続する必要がある。

- 3) 国内登録の指定商品及び役務の全てが国際登録に含まれない場合でも、含まれないものは国内登録として残り、それ以外は代替できる³²。

(13) 議定書に関する宣言

① 手数料（個別手数料の宣言の有無）

未宣言。

② 暫定的拒絶の通報期間（18ヶ月）に関する宣言

未宣言。

³⁰ この手続内容はロシア連邦の現地代理人より確認。

³¹ WIPO HOME→IP SERVICE→Trademarks(Madrid System)→About Members→Survey of Office Practices on Replacement→replies to the Questionnaire on Replacement(代替に関するアンケートの回答)・ロシア回答・第5頁の質問 III の 5.に対する回答を参照。

³² 脚注 35 の資料・ロシア回答・「代替に関するアンケートの回答（ロシア）」第4頁の質問 III の 2.に対する回答を参照。

③ ライセンスに関する宣言

ロシア連邦では、商標権ライセンスの登録義務を国内法令により定めており、国際登録簿に登録されるライセンス登録の規定（マドリッド共通規則 20 の 2）の効力が及ばないことを宣言している。

(14) ロシア連邦に特徴的な制度

- 1) 先願主義。
- 2) 「色彩のみ」、「音響」、「動画」、「ホログラム」も商標として登録できる。
- 3) 商標の一部要素について保護の放棄を宣言できる。

4) 商標権の国内ライセンス登録の義務。

ロシア連邦においては、知的財産権のライセンス契約を締結した場合、ロシア特許庁に登録しなければならない（民法第 IV 部第 2 章第 1235 条）。

これを怠った場合、ライセンス契約は無効とされる（民法第 IV 部第 1232 条 6.）。また、当該ライセンス契約の登録に関して以下の規定が定められている。

- (a) ライセンス契約は書面で行う。
- (b) ロシアで未登録の商標については、ライセンスの登録が出来ない。
- (c) 施権者は、自身の製造・販売する商品の品質が商標権者の商品の品質と同等であることを保証しなければならない、一方、商標権者は、当該保証の遵守を確認する必要がある。双方が当該義務を怠った場合には、消費者に対して連帯責任を負わなければならない（民法第 IV 部第 1489 条 2.）。

5) 国際登録に対する異議申立制度は規定されていない。